

# 仕 様 書

## 1 件 名

令和6年度観光経営力強化セミナー等の運営業務委託

## 2 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## 3 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

## 4 目 的

インバウンドの急激な回復やDXによる業務改善への対応等、大きな変化の真ただ中にある観光関連事業者（旅行、宿泊、小売、飲食、観光施設、観光関連サービス等の事業者を指す。）に対し、経営改善、収益確保及び新規事業創出等を図っていくために必要な経営ノウハウを提供するセミナーや、東京都や財団が提供する支援メニューを案内する事業説明会等を開催する。また、事業者間の連携を促進できるよう事業者交流会も開催する。

## 5 実施体制

### （1）実施体制

- ア 受託者は、本事業の開始にあたって、本事業における実施体制を明確化し、パートナー会社を含めた体制管理方法及びリスク管理方法を財団に提示し、財団の承認を得ること。
- イ 受託者は、観光関連事業者のニーズを的確に捉え、セミナー等の開催内容に反映するため、当プロジェクトチーム内に、観光業界や経営支援に関する専門知識を十分に有するスタッフの配置を行うこと。

### （2）スケジュール管理

受託者は、本事業の開始にあたって、本事業の履行に係るスケジュール等を明らかにした事業計画書を財団に提示し、財団の承認を得ること。

受託者は、財団との連絡を密にするとともに、資料準備や会場設営等、業務について適宜進捗状況を報告し、業務の円滑な遂行に留意し進行管理を行うこと。

## 6 委託内容

### （1）観光経営力強化セミナー及び事業者交流会の開催

観光関連事業者が経営改善、収益確保及び新規事業創出等を図っていくために必要な経営ノウハウを提供する、観光経営力強化セミナー（以下「セミナー」という。）及び事業者交流会を下記のとおり企画・開催することし、会場参加を増やす取り組みを行うこと。

#### ア 開催概要

##### ① 実施日

令和7年2月上中旬までの間に、観光関連事業者が参加しやすい日程で実施すること。

## ② 会場

東京 23 区内（及び多摩地域内）の主要ターミナル駅からアクセスしやすい地域に立地し、対象人数が収容可能であり、滞りなく開催可能であること（形態・導線等）。

なお、事業者交流会も予定していることから、同一施設内にセミナー会場と交流会会場の 2 会場用意し、ユニークベニュー施設やホテル等のバンケットルームなど、観光産業のイベントとして相応しい会場を選定すること。なお、費用は委託費用に含むものとする。

## ③ 受講対象者

都内の観光関連事業者を中心とする。

## ④ 実施形式

リアル開催及びオンラインライブ配信のハイブリッド形式により実施すること。

## ⑤ 対象人数

毎回 110 名程度（リアル開催及びオンラインライブ配信の合計）

## ⑥ 実施回数

4 回

## ⑦ 構成

第一部：基調講演（1 時間程度）

第二部：事業説明会（講演者は財団職員、30 分程度）

第三部：事業者交流会（テーブルトップ形式の展示商談会/交流会）

## イ 会場手配

会場の借り上げ、会場設営準備（照明・音響・映像含む）・実施・片付け（原状回復含む。）を実施すること。

## ウ 基調講演の企画・手配・調整

- ① 最新の業界動向や観光関連事業者のニーズ、今後の経済状況及びトレンド等を見据えた旅行需要に係る課題や展望などを考慮し、観光関連事業者の経営力強化に資する 1 時間程度の基調講演の講師を選定し、運営すること。

企画にあたっては、各回において受講対象者を設定し、集客しやすい内容とすること。なお、講師の選定にあたっては、実践的な知識の提供やネームバリューの高さも意識すること。

### 【基調講演テーマ（例）】

- 観光業界全般のトレンド
  - 経営強化
  - DX・デジタルマーケティング
  - 人材確保・定着
  - SDGs・サステイナブル
  - 新商品・サービスの開発・高付加価値化
  - インバウンド
  - ファイナンス（資金調達）等
- ② 基調講演者と登壇にかかる調整を行うこと。謝金や旅費も本契約に含むものとする。

## エ 事業者交流会について

### ① 概要

観光関連事業者を中心に都内事業者を対象として、B to B のマッチング、連携促進等を行う機会を創出していくためのテーブルトップ形式の展示商談会及び交流会を開催し、運営すること。また、観光関連事業者が相互または他業種とのマッチングや連携促進をしやすいよう、参加促進につながる具体性のあるテーマを選定し、手配すること。

当日の開催内容についても、B to B のマッチング等の促進によりつながるものとなるよう実施すること。なお、交流会には軽食等の提供も想定している。

### ② 出展者

原則、各回 15 社以上

※観光関連事業者が高い関心を持つテーマを設定し、テーマに沿った出展者を募集すること。また、出展者の PR をする時間を設けるなど、出展者及び参加者の満足度を高めること。

### ③ 交流会の参加者を確保するため、事前に出展者情報を HP 上に公開するなど効果的な方法を選定し、実施すること。

### ④ 観光関連事業者同士の交流を促すための導線や見せ方、仕組み等を検討し実施すること。

## オ 事務局業務

### ① 参加申し込みに必要な入力事項の洗い出しや、ウェブサイトにアップすべき内容を選定し、適切な募集フォーム及び募集方法等を設け実施すること。

### ② 参加者のサポートをすること。

### ③ 出展者対応を行うこと。

## カ 参加申込受付及び参加者名簿の作成

参加希望者等の問い合わせに対応し、参加者の申し込み受付・集計・情報管理を行うこと。なお、参加者名簿には、参加者の属性、住所、氏名及び連絡先（電話、電子メール）等を記載すること。参加者定員に達しない場合は、再度募集をかけること。

## キ 当日対応

### ① 当日の受付対応、テクニカル対応、講演者及び参加者対応を行うこと。

### ② 出展者対応を行うこと。

### ③ 会場と調整の上で予め準備した必要な機器（パソコン、プロジェクター、スクリーン、プリンター等）を設置し、開催に支障がないようにすること。セミナーに必要な備品や機器の運搬や使用に関する経費は、全て本契約に含むものとする。

### ④ セミナーに必要な資料は、事前に財団に提出し、内容等について確認を受けた上で作成及び使用すること。当セミナーのために作成した資料等にかかる経費は全て本契約に含めるが、市販の書籍等を使用する場合は、受託者の負担において用意し、配布すること。

### ⑤ 記録写真の撮影をすること。なお、撮影は参加者の個人情報に充分留意し、セミナー開催前に予め撮影について参加者に告知したうえで行うこと。

## ク ウェブアンケートの実施

ウェブアンケート調査票を提案・作成し、参加者に対して実施すること。アンケートの必須項目として、セミナーに対する満足度・意見・改善点等を含めること。

アンケート回収後、全ての集計結果を取りまとめ、個票と併せて財団に提出すること。

### ① データ分析

アンケート結果等をもとに、本事業の効果等について、定量的・定性的な分析を行うこと。

### ② その他

参加者の意見等により、セミナーや交流会の実施成果や今後の取組の方向性、PR手法について検証が行えるよう、アンケート項目を設計すること。

## (2) 広告又はPR活動等の展開

各回の広告又はPR活動を実施する前には、その手法について具体的に記載したPR活動計画を提出し、各取組の遂行にあたり、進行管理を行うこと。なお、経費については全て本委託に含むものとする。

ア 出展や参加を促すための動画(1分程度を想定)及び募集チラシ等を作成するとともに、効果的な広告及びPR活動を実施して、(1)のセミナーを広く観光関連事業者に知らせ、集客すること。

## 7 納品物

以下(1)から(6)を納品すること。データについては、全ファイルウイルスチェックの上、電子媒体に保存し、財団へ3部納品すること。

### (1) 実施報告書

セミナー終了後、速やかに個別に実施概要(日時、参加人数、実施内容詳細、質疑応答等)等を取りまとめること。また、セミナーの内容を決定するために行った調査の詳細及びアンケート結果についてもあわせて取りまとめること。

### (2) セミナーの申込者リスト及び出欠リスト

### (3) 講演録(録画)

### (4) 説明会等で使用した資料等

### (5) セミナーのアンケート用紙(回収分)及びアンケート集約・分析結果

### (6) 記録写真

## 8 支払い方法

受託者への支払は、委託完了届等による財団担当者の検査終了後、受託者からの支払請求書に基づいて委託料を一括で支払いを行う。

## 9 第三者委託の禁止

本委託事業は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、事前に文書により、財団と協議し承認を得た事項については、この限りではない。

## 10 制作物に関する権利の帰属

- (1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て東京都及び財団に帰属する。
- (3) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。ただし、東京都及び財団が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、東京都及び財団は事前に受託者にその旨通告し、承認を得るものとする。
- (4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ東京都及び財団に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (5) 上記(1)・(2)・(3)及び(4)の規定は、「9 第三者委託の禁止」により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

## 11 委託事項の遵守・守秘義務

- (1) 受託者は、本契約業務の実施にあたり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を、第三者に漏らしてはならない。

## 12 個人情報の保護

- (1) 「東京都個人情報取扱事務要綱」\*及び「保有個人情報の安全管理に関する基準イメージ」\*\*を踏まえ、別紙「個人情報に関する特記仕様」に定められた事項を遵守すること。  
\*[https://www.johokokai.metro.tokyo.lg.jp/kojinjoho/gaiyo/documents/20230401\\_jimutoriyoukou.pdf](https://www.johokokai.metro.tokyo.lg.jp/kojinjoho/gaiyo/documents/20230401_jimutoriyoukou.pdf)  
\*\*[https://www.johokokai.metro.tokyo.lg.jp/kojinjoho/gaiyo/documents/20230401\\_annzenkanrikijunimeji.pdf](https://www.johokokai.metro.tokyo.lg.jp/kojinjoho/gaiyo/documents/20230401_annzenkanrikijunimeji.pdf)
- (2) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえること。
- (3) 本事業において保護すべき「個人情報」とは、本事業を遂行するために財団が収集・保管する情報のうち以下の事項をいう。
  - ・講師の連絡先・メールアドレス・顔写真データなど
  - ・本セミナー申込者の氏名・連絡先・メールアドレスなど
  - ・本事業の遂行にあたって入手した財団及び関係者の氏名・連絡先・メールアドレスなど
- (4) 本事業実施にあたり、「9 第三者委託の禁止」により財団の承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が当事業における個人情報を扱う場合は、別紙「個人情報に関する特記仕様」にある事項を遵守させること。また、再委託させる事業者は、以下のいずれかを取得している（あるいは今後取得予定である）ことが望ましい。

- ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
- イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

### 13 その他

- (1) 仕様書にない条件については、両者協議の上、決定する。
- (2) 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行にあたっては財団と協議のもと進めること。
- (3) その他条件が変更となる場合は、都度両者協議の上、変更する。
- (4) 本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は財団と協議して決定する。
- (5) 天変地異や政治状況の劇的な変化等により、本事業を中止する場合がある。その場合は契約書第 17 条に則り履行完了部分に対して代金を支払うものとし、手配事項のうちキャンセルポリシーが定められているものについては 別途そのポリシーに従い代金を支払う。
- (6) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (7) 本契約は、令和 6 年度東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成立し、令和 6 年度財団収支予算が令和 6 年 3 月 31 日までに財団評議員会で承認された場合において、令和 6 年 4 月 1 日に確定するものとする。

#### <連絡先>

公益財団法人東京観光財団 観光産業振興部 観光産業振興課（担当：本間、島田）  
〒162-0801 東京都新宿区山吹町 346 番地 6 日新ビル 2 階  
T E L : 03-5579-8873